

平成31年度 第2回いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時	令和元年12月17日(火) 16時00分～17時00分
場 所	阪南市商工会館 会議室1
出 席 者	<p>阪南市立小学校長代表 上 荘 小 学 校 長 濱井 英洋</p> <p>阪南市立中学校長代表 鳥 取 東 中 学 校 長 田窪 宏年</p> <p>泉南警察署生活安全課 少 年 係 長 清水 敬次</p> <p>大 阪 府 教 育 庁 チーフスクールソーシャルワーカー 中山 美和</p> <p>阪南市教育委員会事務局 学 校 教 育 課 長 丹野 恒</p>
事 務 局	<p>阪南市教育委員会事務局 学 校 教 育 課 長 代 理 花元 英夫</p>
欠 席 者	<p>岸和田子ども家庭センター 総 括 主 査 池田 かおり</p> <p>阪南市子ども家庭課 子育て総合支援センター 宍道 恵子</p>
傍 聴 者	なし

協議内容

- ①開会
- ②会長挨拶
- ③議事
 - (1) いじめ防止対策委員について
 - (2) 阪南市のいじめの現状について
 - (3) 阪南市いじめ防止基本方針について

議事録（要点筆記）

事務局

事務局の宣言により開会

会長

阪南市のいじめ問題対策について忌憚のないご意見をいただき教育行政に反映したい。いろいろな提案や取組について報告があるが、皆様の意見などを今後、いじめ問題対策に活かしたい。

議事

会長

(1) いじめ防止対策員について 事務局よりご説明願う。

事務局

阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第14条に基づき、いじめ防止対策委員を決定いたしましたことをご報告します。

構成員は、別添の名簿のとおりでございます。

学識経験者として、武庫川女子大学などでご活躍されております、本郷雅昭様。

臨床心理士として、大阪府チーフカウンセラーとしてご活躍されております、東千冬様。

社会福祉士として、大阪府チーフスクールソーシャルワーカーとしてご活躍されております、黒田尚美様。

弁護士として、大阪府スクールロイヤーとしてご活躍されております、峯本耕治様。

医師として、阪南市内にて三宅ファミリークリニックでご活躍されております三宅宗典様。

以上5名を阪南市いじめ防止対策委員として委嘱しましたことをご報告します。

ご質問などございませんか。

会長

以上の委員については、教育委員会議で委嘱も決定している。

年間2回の定例開催と、重大事態の発生時に、第3者委員として調査・検討を行うことになっている。今後、いじめ問題対策連絡協議会との連携については、検討していくことになる。

会長

(2) 阪南市のいじめの現状 について事務局よりご説明願う。

事務局

いじめの現状についてご説明する。

阪南市のいじめ認知件数について、平成 24 年度からの国の問題行動調査にて報告した数字を紹介する。

平成 25 年度以降、国のいじめ防止基本方針が策定されて以後、いじめは、発生件数でなく、認知件数でカウントすることとなったことも影響し、いじめの認知件数は大きく増加しております。平成 30 年度いじめの認知件数は小学校では 130 件、中学校では 41 件である。

今年度も認知件数を確認しておりますが、11 月末時点で小学校では 198 件、中学校では 37 件である。

昨今の社会情勢と、法律上、いじめの、「疑い」がある場合でもいじめと認知しなければならないということもあるという認識が、やっとな教員に浸透しつつあるところであると考えている。今後も、いじめの認知件数については、「学校が積極的に認知し、いじめの解消を積極的に行っている」と、肯定的にとらえている。

次に、重大事態について。

いじめの重大事態は、平成 28 年度に 1 件、平成 29 年度に 2 件、平成 30 年度に 1 件発生している。

会長

前回の会議でも、いじめの現状についてお話した。いじめが増加している印象があるということは前回も聞いている。いじめについては、ネット上のトラブルも増えていることもあるが、認知件数が増加することで、子どもたち同士で解決する力をはぐくむことが出来たかもしれない事案についても、大人が入り込みすぎている場合もあるかもしれないという意見もあった。

専門家の意見としてはいかがか。

委員

認知件数が増えることは良いこと。対応がうまくいっているのかが、気になる。

会長

対応より、解消ということか。

委員

そうだ。

事務局

年度内に解消できていないもの、年度をまたいで解消していないものは、正確ではないが市内で1・2件であったと思われる。いじめの解消については、3か月をめぐりに確認し、本人に、いじめはなくなったと確認が取れるもので、解消としている。

会長

いじめの解消については、どう見ていくのかについて、事務局でも検討を重ねている。事案が発生し、謝罪も済んだのち、3か月後に解消の確認が必ずとることが出来ているかについて、さらなる点検は必要である。

委員

いじめについては、本人と保護者に確認をしていく手立てが必要であると考えられる。

会長

いじめの解消の進捗状態については、校内のいじめ対策委員会にて進捗管理をすべきで、前回のこの会議でも、いじめの解消についての判断を、生徒指導担当者だけで判断したり、進捗管理をするべきでないという意見をいただいた。現場での進捗管理をどのようにしていくかについて、今後さらに検討していく必要があると考えられる。体制づくりや解消などについて、課題はどうか。

委員

実際、起こったことに対する進捗管理や対応についての共有はできている。しかし、起こるまでの未然防止の方法などについて、管理できていると言われると、難しい部分もあるように感じる。まだそこまで至っていないのが現状かもしれない。

会長

予防的な対応や、発生する前に、いじめにならないようにする力も必要である。小学校ではどうか。

委員

一昔前に、いじめ対応プログラムというものがあつた。小学校ではもともと仲間づくりがメイン。小学校は担任が責任を多く持っている。担任の感覚が問われることになる。担任の感覚を磨く必要がある。

会長

いじめの認知の幅が、大きく変わってきている。担任だけの判断で止まってしまうことがあるかもしれない。

委員

そういったことが懸念されるので、いじめかもしれない事案については、担任一人で判断するのではなく、報告でなくてもいいので、必ず複数人で共有できるように心がけている。やはり、若い教員が増えているので、対応を自分でする前に相談するようには意識づけている。指導が良い指導なのかどうかについても、点検は必要である。

会長

そのあたりは、SSWとしてどうか。

委員

対応は、初期がやはり非常に大切である。いじめになど、いろいろある中で、重大事態となる場合もあるが、起こったいじめの対応について、教員が、誰と相談して動いているか、どのような方針で対応するのかについて、初期対応でSSWなどがおらず、保護者とボタンを掛け違えたまま進んでしまうケースが多い。SSWが事案について把握するのは、いろいろ課題が生起してからのことが多い。

そこまでの対応について、一人で判断しないなどの、学校の中での共有をしてほしい。若い教員だけでなく、ベテランの教員の対応がずれる場合もあるので、若手やベテランにかかわらず、いじめの事案については早めにみんなで共有できる体制が必要である。

会長

何を伝えておくのかというところだが、どう体制を作るのかについても、よく確認が入る。阪南市でも重大事態が生起している。さかのぼって重大事態と認知しているものもある。

先ほどの第3者委員に調査したものでご納得いただけない場合は、市の再調査委員の調査が必要になる場合もある。

いじめの方針も市で出しているが、これで完成ではない。今後も、さらに良いものに検討を重ねていくことが必要なものであると考えている。

会長

(4) いじめ防止基本方針について事務局より説明願う。

事務局

平成31年2月に完成したいじめ防止基本方針について説明する。

1 ページには、阪南市のいじめに対する宣言を記載している。

2 ページは目次です。3 ページのいじめの定義と4 ページの基本理念については、国の方針から変更できるものではないので、ほぼそのまま抜粋している。

5 ページから、市として取り組む内容を記載している。

5 ページ、1 の阪南市いじめ問題対策連絡協議会が、本日のこの会議を指している。本日の議題である、方針の見直しについても、こちらに記載しているとおりである。

2のいじめ防止対策委員については、本日議題（1）でご紹介した。

3、学校への支援については事案によって緊急対応を今までもしてきた。

（2）の教員の資質向上については、人権担当や生指担当から市教委主催の研修や、普段の教育活動からも、カウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門家との連携から、教員の資質向上を図っている。

4 相談機関の整備と周知については、市の相談窓口を広報とHPで紹介しているほか、長期休業前には懇談会にて学校から相談窓口の一覧を配付している。また、同じ一覧を市のHPにもウェブアップしている。

6 ページ、5、保護者など市民への啓発活動については、いじめの認知件数も増加していることから、機会があるごとにいじめについてお話している。また、一般市民の方などでも、いじめに対する関心は高いようで、市内のいじめの状況についても、個人情報の許される範囲内でその都度紹介している。

会長

市としての取組について、見当が必要かもしれない。

「はじめに」の部分についても、意見はいただいている。国と、府の方針を踏まえて書いているが、もっと、いじめの被害に寄り添う表現が必要なのではないかという意見もいただいている。いじめは、重大な人権問題であるため、重大な事案として対応するメッセージ性が弱いのではないかという意見もいただいている。

市の方針に対して意見などがあれば、いただきたい。

委員

加害への支援の視点が先に来ている。被害者へはどうか。加害への支援も大切であるが、被害への支援が策に必要であると感じる。

被害者へのケアについての文言を、もっと記載すべきである。

会長

確かに、加害者を守っているような記載であると、指摘をいただいている。

委員

府の方針もそうになっている。

会長

確かにそうであるが、もっと被害に寄り添う記載に変えていくことも、今後検討していきたい。

3 ページは、国や府を踏襲しているのもなので、市で変更することは難しい。

いじめとは何か、一定の人間関係、物理的な攻撃とは何かについて、ここに記載されている。

4 ページも、国と府を参考にしている。ここは、阪南市の記載を分厚くしていくこ

とが出来るものであるとも考えられる。

従来のいじめ感に近い。

対等で豊かな人間関係を築いていくことや、家庭や保護者が連携していくことについて記載している。

地域社会全体で取り組むことについては、難しい部分もあるかもしれない。

地域社会全体でいじめ防止を盛り込んでいくためにできることについて、どのようなことが出来るか。

例えば、地域社会全体でいじめと向き合っていくためにできることなどについて、警察の視点ではどうか。

委員

警察だけの活動でいえば、姿を見せることで、親近感を持ってもらい、制服の警察だけでなく、私服の刑事についても、住宅街で見ってもらうことから、地域から情報を救うことを実施している。そのまま、学校に入り込むことは検討が必要であるが、警察と地域が近づいていくことも必要であると考えます。

委員

そういった事案についても、簡単に情報を共有できるような関係性が必要であると考えます。

会長

学校はどうか。例えば、下校中に、誰かが誰かにたたかれてたよというような情報が、地域から入ってくることはあるか。自分の地元で、下校時の会話などで、誰かが攻撃されていると感じる声も聞こえるが、学校に通報したりはしない。地域に開かれた学校であるのなら、そういったことも共有していくことも必要かもしれない。

委員

下校時に、子どもたちの力関係が出ることは大きいと思われる。

会長

帰り道や、公園で遊んでいる様子などを聞く場合についても、泣きながら帰っていく子を見かけるときはある。今の定義では、泣く前の時点でもいじめであると認知すべき、そのような事案を、地域とどう共有していくのかについては、検討のテーマである。

いじめについては、専門家と連携する体制を、どう整えるかが大切である。

市としての対応は、いじめ問題対策連絡協議会と、いじめ防止対策委員会の2つになる。阪南市の課題としては、生徒指導担当者に対しての、いじめの研修はしている。生徒指導の担当教員以外への、市教委からのアプローチについて、どのようなものがあるか。若い教員に、どのようにいじめの感覚を磨いてもらうかについて、

市教委から、もっとこのようなことをしていくべきだというような意見はあるが。

委員

校内では、生徒指導担当者が、生徒指導通信を出している。研修の内容については、共有している。

いじめについては、もっと基本的なことからの確認が必要。

いじめアンケートについて、もっと真剣に書くことが出来るようにするための声掛けをどうするかについてであった。

いじめについてのアンケートは、中学生は、「自分は大丈夫」という表現が多い。もっと、真剣に向き合うために、何が出来るかについて繰り返しは死因が必要。職員会議でも、校長指示事項を発信しているが、繰り返すしかないと考える。

会長

いじめという事案が、個人情報にかかわる部分も非常に大きなこともあるため、広げにくいかもしれない。

会長

中学校は、生徒指導担当者から、教員向けに通信を多く発行するのか。

委員

おそらく、中学校はどこともそのような発信をしていると考えられる。

委員

小学校は、中学校と比べ、教員の数が圧倒的に違う。小学校で、生徒指導担当者が通信を書いて生徒指導面での共有を図っていくことは、難しいかもしれない。

研修の伝講は、意欲的にしてくれている。細かいことは、生指が口頭で説明し、校長が後押しすることも多い。

会長

研修を、どう浸透させていくかについては、非常に難しい。

神戸の高校で、加害の生徒の飛び降り事案があった。

教員の指導をうけ、退学だと思い飛び降りたと聞いた。教員がどうかかわるのかについて、すごく難しい時代になっている。被害者に寄り添えば、加害を強く指導する必要も生じる。どうすべきか。

委員

それは、フォローである。1を知って10を知るのではなく、1を知って1を知る事しかない。

会長

研修を増やすことも、今の時代は少し違う。SSW との連携なども含めて、教員の力量の向上が必要。

委員

いじめにかかわらず、繰り返しの検討と繰り返しの発信が必要である。

会長

指導をどうしていくのかについては、その都度の検討が必要である。

委員

大人に近づくにつれ、フォローは難しい。

会長

方針に書かれているように、相談窓口については、市教委からも、各校へ配布し、周知を図っている、警察に情報が来るものはどのようなものか。

委員

いじめについての相談は多い。今年に入って数件あるのは学校に相談したが納得できない。そして、教員から「じゃあ、警察に行ってください」と表現されたこともあると聞いている。事件化は難しいと感じる内容が多いが、子ども対子どもではなく、大人対大人、大人対学校という事案が増えている。数は、増えている。

会長

過剰要求もある。指紋をとってこれという依頼も来るが、学校では対応できない。警察と、よりよく連携していくことも検討していきたい。続いて、Ⅲ学校が実施する施策について説明願う。

事務局

では、Ⅲ学校が実施する施策について説明する。

1 いじめ防止基本方針の策定について、(1) いじめ防止基本方針の内容については、市の方針に先駆けて、各校にて方針の策定を義務付けられておりますので、平成 25 年より、各校にて策定されている。

各校のいじめ方針については、公開は各校にて積極的に周知するように指示しているが、今後、各校の基本方針をウェブアップすることも検討している。また、本日は各校の方針まで確認する時間はないが、追ってこの会で、各校の方針や、(2) の運用について、不備などがないかについて点検していくことになると考えている。

次に7ページ、いじめの防止などの対策のための組織の設置について説明する。各校においていじめ防止対策委員会の組織は置かれている。方針には、専門家も含めた構成員とし、組織として対応するとある。現在、もちろんいじめ事案などについては、専門家とも連携しているが、カウンセラー、ソーシャルワーカーともに回数が限られ、実際の会議に参加できていない現状がある。この10月の予算要求にて、専門家の派遣回数についても市と交渉している。できる限り専門家も必ず参加できる体制を整えたい。

中段より下、【未然防止】の取組について。

いじめの未然防止のための取組については、各校のいじめ対策委員会が組織として活動するのはもちろんだが、各校の生徒指導担当者中心に、校内の児童生徒全員の成長を促す指導に力を入れるようにその都度話している。

【早期発見・事案対処】につきましては、窓口、問題行動の記録、アンケート調査の実施、対応方針の決定を組織として行うように指示している。

報道などを騒がせることによくあるアンケートについては、各校において年間複数回以上の実施と、3年間の保存を義務付けている。

保存期間が3年というのは、市の生徒指導に関連する文書の保存期間が3年と規定されているので、3年と今は決めているが、近年の社会の情勢から、卒業後、5年は保管しておくべきではないかと、現在市教委内で協議している。

【各校のいじめ防止基本方針に基づく各種取組】については、各校の方針に基づき、各取り組みが本当にいじめの対策になっているのかという基本から、見直しを進めている。

8ページ9ページの内容については、国のいじめ防止基本方針の内容から、大きな変更はない。

会長

いじめの組織対応ももちろん実施しているが、事案については、教員の個人対応で解決しているケースも多々あるのではないかと感じる。いじめとして認知するものについては、対策委を速やかに開くということが決めている。

現場で、どこまで浸透できているのかの確認が課題であることと、専門家との連携が課題であると考え。対応に追われていることも多いかもしれない。

他市のSSWの活用は、どのようなものがあるか。

委員

いじめ生起の事案対応に入れていただくこともある。対応の具体的な方針を学校が検討する場合、いじめの構造や、加害と被害の関係、構造についての検討をする。家庭背景も見て、どこにストレスがあるについてのアセスメントをする。被害のケ

アも検討する。いじめは、親同士の構造や、クラスの子と加害の子との関係などもある。環境についての支援ができる。

会長

対応についてのケース会議や定例な会議はどうか。

委員

勤務日が合えば入ることもできる。

学校の対応について、十分かどうかについて、チェックをすることもある。

会長

学校の中だけでなく、専門家からの意見がいただきたい。

委員

いじめアンケートについても、複数で点検することも必要で、それ以外の専門家が
見ることが出来るようにすべきである。専門家から見て、引っかかるアンケートの
記載もあるかもしれない。

会長

アンケートは、次回、一度検討したい。アンケートの内容で、子どもたちのことを
把握できるのかについて、検討していきたい。

点検は、担任だけが見るものでないようにすべきと学校に指示はしている。

いじめ対策組織という考え方で行くと、専門家との連携をどのように形作っていく
かについて、学校ごとの方針に応じて、連携をうまく作っていきたい。

委員

前回、解消についての検討があった。

1月にいじめがあった。4月の頭までは、解消でなく、認知が必要である。

見守っているものも、認知として数え続けるのか。

事務局

認知件数、解消の方法については、国の基準とおりでである。

会長

市としては、継続がどうなっているのかについてのリアルタイムで確認を取る方法
が、今はない。今後検討する。

委員

いじめの内容について、内訳をつけ、対応を協議することなどはしていないのか。

事務局

内訳をしたとしても、どれだけ些細な事案と思えるものであっても、本人がそれを苦に、長期の欠席をすれば、重大事態となるのが今の法律である。

会長

重大事態については、本日は定刻を過ぎるため、時間の検討とする、次回は、重大事態についてと、アンケートについて協議したい。

事務局

阪南市いじめ問題対策連絡協議会は、年3回開催することとなっている。
次回第3回の開催は、第3回の開催は3月を予定している。日程については追って調整させていただき、改めてご連絡する。
内容は重大事態についてと、アンケートについてとする。

事務局

終了宣言